

ご利用者・ご家族様 各位

健康保険「資格確認書」に関するお願い

① 【後期高齢者医療被保険者証】または【国民健康保険被保険者証】をお持ちの方

既にマイナンバーカードへ保険証利用登録を済ませている方を含め、全ての方に（更新手続きをしなくても）有効期限が切れる前に新しい「**資格確認書**」が交付されます。お手元に新しい「**資格確認書**」が届きましたら、当施設にコピーをお送りいただくか、1F事務所受付へご提示をお願い致します。

※【後期高齢者医療被保険者証】は、原則として令和7年8月1日更新となります。

※【国民健康保険被保険者証】は、住所地等によって更新のタイミングが異なります。

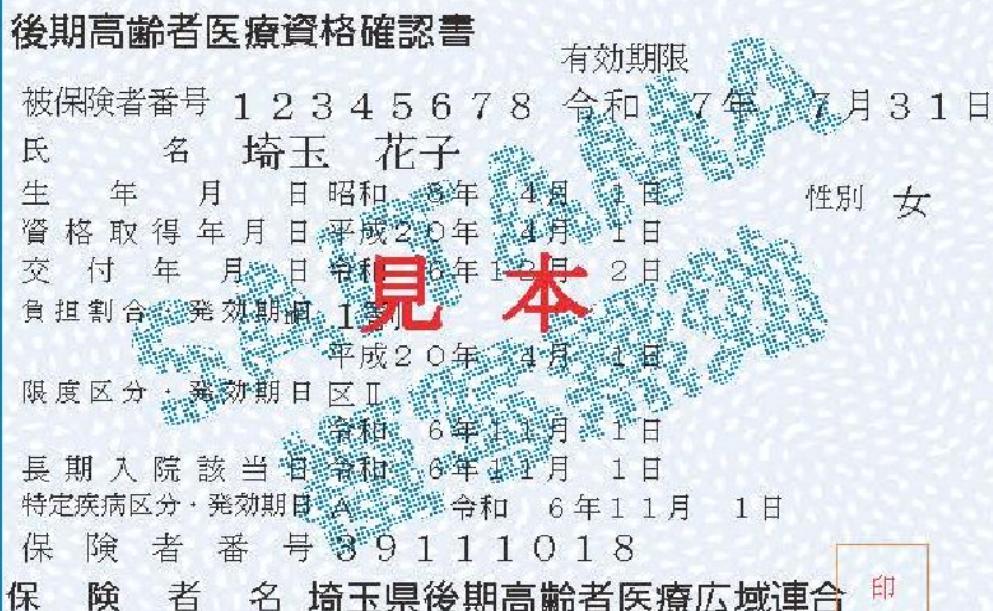
※「**資格確認書**」のイメージを載せておりますので、ご確認ください。

② 上記①以外の方

健康保険組合等に加入している方（上記①に該当しない方）につきましては、あいにく当施設では状況が分かりかねます。各自ご加入している健康保険組合等から新しい「**資格確認書**」が交付されましたら、当施設にコピーをお送りいただくか、1F事務所受付へご提示をお願い致します。

資格確認書（イメージ）

後期高齢者（75歳以上）



※自治体によってデザインや色が異なります。